

動物用医薬品販売業における事項変更届に必要な書類及びその提出時期（動物用医薬品等取締規則第111条）

事項	必要な書類	届出時期※1
販売業者の氏名又は名称※2※3	個人：戸籍謄（抄）本又は戸籍記載事項証明書 法人：登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	事後
販売業者の住所※2	なし	事後
店舗（営業所）の構造設備の主要部分の変更※4	変更箇所を説明する図面（新旧対照）	事後
薬事に関する業務に責任を有する役員※2	登記事項証明書	事後
薬剤師及び登録販売者	薬剤師免許証又は販売従事登録証の写し 雇用証書	事後
薬剤師及び登録販売者の氏名	戸籍謄（抄）本又は戸籍記載事項証明書	事後
兼営事業の種類	なし	事後
特例店舗販売業の取扱品目の廃止	なし （変更届に記載しきれない場合は品目一覧表）	事後
店舗（営業所）の名称	なし	事前
相談に応ずる電話番号その他の連絡先	なし	事前
特定販売の実施の有無	なし	事前
特定販売に使用する通信手段	なし	事前
特定販売を行おうとする医薬品の区分	なし	事前
特定販売を行おうとする広告に用いる名称 （申請している店舗の名称と異なる場合）	なし	事前
主たるホームページアドレス （インターネットを利用する場合）	なし	事前

※1 事前：変更しようとする前 事後：変更してから30日以内

※2 本県に複数店舗の許可を有している法人で、この事項について変更が許可に生じた場合は、それら許可を管轄している家畜保健衛生所あて一括で事項変更届をて逸出することが可能。

※3 特例店舗販売業及び管理医療機器店舗販売業については、代表者変更のみである場合、変更届の提出は要しない。

しかし、代表者変更に加えて責任役員変更がある場合は、変更届の提出を要する。

※4 特例店舗販売業については、医薬品陳列箇所変更等の構造変更があった場合の変更届の提出は要しない。

○留意事項

事後の変更届の提出が31日より遅れた場合は「遅延理由書」も併せて添付して下さい。